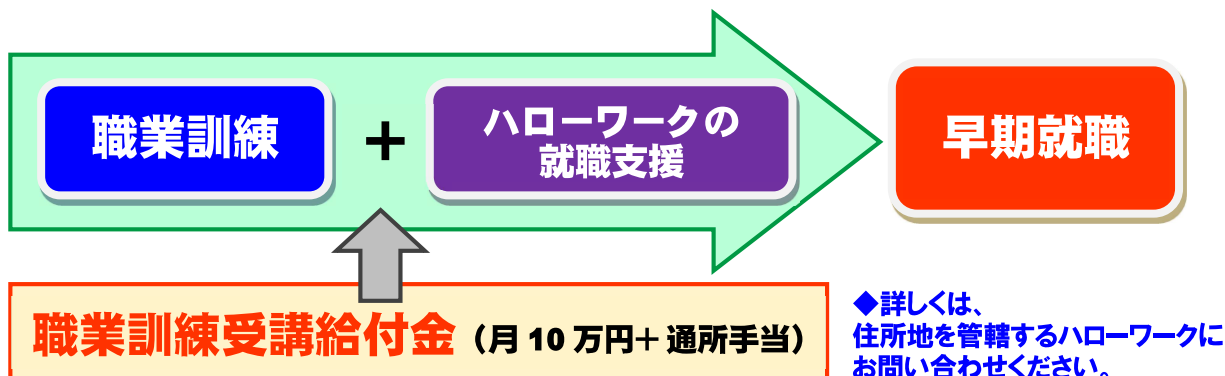


求職者支援制度があります！

「求職者支援制度」とは、雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が支援する制度です。



- 「**求職者支援訓練**」または「**公共職業訓練**」を原則無料*で受講できます。
*テキスト代などは自己負担になります。
- 訓練期間中も訓練終了後も、**ハローワークが積極的に就職支援**を行います。
- 一定要件を満たせば、訓練期間中月 10 万円の「**職業訓練受講給付金**」を支給します。

■ 支援の対象となる方（＝特定求職者）

求職者支援制度の対象者は、下記の全ての要件を満たす「特定求職者」です。

- 1 ハローワークに求職の申込みをしていること
- 2 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと
- 3 労働の意思と能力があること
- 4 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

例えば、●雇用保険に加入できなかった ●雇用保険の失業給付(基本手当)を受給中に再就職できないまま、支給終了した ●雇用保険の加入期間が足りずに失業給付を受けられない ●自営業を廃業した ●就職が決まらないまま学校を卒業した などの場合が該当します。

* 在職中(週所定労働時間が 20 時間以上)の方、短時間就労や短期就労のみを希望される方、老齢年金の受給者の方などは、原則として特定求職者に該当しません。

* 特定求職者であるだけでは職業訓練受講給付金は支給されません(別途、職業訓練受講給付金の支給要件を満たす必要があります)。また、特定求職者が、後に雇用保険被保険者、雇用保険受給者となるなど、上記要件を満たさなくなった場合も受給できません。

「求職者支援訓練」とは

雇用保険を受給できない求職者などを対象として、民間訓練機関が厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練を実施します。多くの職種に共通する基本的能力を習得するための「基礎コース」と、基本的能力と特定の職種の職務に必要な実践的能力を一括して習得するための「実践コース」があります。

- 訓練実施機関は、ハローワークと連携して就職支援を行います。
- 訓練期間は、1 コース 3 か月から 6 か月までです。
- 具体的なコース情報は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。

<http://nintei.jeed.or.jp/kyushokushien/search/>



職業訓練受講給付金について

特定求職者が、ハローワークの支援指示を受けて求職者支援訓練や公共職業訓練を受講し、一定の支給要件を満たす場合、職業訓練受講給付金（職業訓練受講手当と通所手当）を支給します。

◆支給額

- 職業訓練受講手当：月額 10 万円
- 通所手当：職業訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額（上限額あり）

- * 支給申請の対象となる訓練期間（給付金支給単位期間における日数）が 28 日未満の場合は、どちらの手当も支給額を別途算定します。
- * 通所手当は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の通所経路・方法による運賃または料金の額となります。

◆支給要件（以下の全てを満たす方が対象）

- 1 本人収入が月 8 万円以下（※1）
- 2 世帯全体の収入が月 25 万円以下（※1、2）
- 3 世帯全体の金融資産が 300 万円以下（※2）
- 4 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 5 全ての訓練実施日に出席している
（やむを得ない理由がある場合でも、支給申請の対象となる各訓練期間の 8 割以上出席している）（※3）
- 6 同世帯の中に同時にこの給付金を受給して訓練を受けている人がいない（※2）
- 7 過去 3 年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けたことがない

※1 「収入」とは、税引前の給与などの他、年金その他全般的収入を指します（一部算定対象外の収入もあります）。

「世帯全体の収入」は、事前審査において前年の収入が 300 万円以下であることを確認します。

※2 「世帯」とは、本人のほか、同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。

※3 「出席」とは、訓練実施日に全てのカリキュラムに出席していることをいいます。ただし、やむを得ない理由により訓練に遅刻・欠課・早退した場合で、1 実施日における訓練の 2 分の 1 以上に相当する部分を受講したものについては、1/2 日出席として取り扱います。

* 訓練期間中から訓練終了後、定期的にハローワークに来所し、職業相談を受けることが必要です。

* 過去にこの給付金を受給したことがある場合は、前回の受給から 6 年以上経過していることが必要です（連続受講の場合を除きます）。

ご注意ください！

- 求職者支援制度は、熱心に職業訓練を受け、より安定した就職を目指して求職活動を行う方のための制度です。このため、一度でも訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）したり（やむを得ない理由を除く）、ハローワークの就職支援（訓練終了後の就職支援を含む）を拒否すると、給付金が不支給となるばかりでなく、これを繰り返すと、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令などの対象となります。
- やむを得ない理由による欠席であっても、上記支給要件 5 を満たさない（8 割以上の出席がない）場合は、職業訓練受講給付金は支給されません。

（参考）

「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律」（平成 23 年法律第 47 号）第 13 条第 2 項において、「前条第 1 項の規定による指示を受けた特定求職者は、その就職支援措置の実施に当たる職員の指導又は指示に従うとともに、自ら進んで、速やかに職業に就くように努めなければならない」と定められています。

求職者支援資金融資のご案内

- 職業訓練受講給付金を受給しても、その給付金だけでは生活費が不足する場合には、希望に応じて、労働金庫（ろうきん）の融資制度を利用することができます。
- 貸付の上限額は、同居配偶者等（※）がいる方は月 10 万円、それ以外の方は月 5 万円です。
（※）同居または生計を一つにする別居の配偶者、子、父母が該当します。
- * 融資に当たっては、労働金庫の審査があります。（審査の結果、融資を受けられない場合があります）
- * 原則として未成年者の方は利用できません。また、最終返済時年齢は 65 歳です。
- * 訓練を中途退校した場合、元金据置期間が変更になります。
- * 欠席（やむを得ない理由を除く）の繰り返し、就職支援拒否、不正受給処分などにより職業訓練受講給付金の支給が停止された場合は、直ちに債務残高を一括返済しなければなりません。
- 就職を理由とする返済の免除措置はありませんのでご注意ください。
- 詳しくはハローワークにお問い合わせください。

求職者支援制度の手続きについて

訓練の受講申込みや職業訓練受講給付金の手続きは、原則として住所地を管轄する**ハローワーク**で行います。
 なお、主として都道府県内の別のハローワークで求職活動を行う方は、受講申込みまでにご相談ください。

求職者支援制度に関する手続きは、訓練受講に関する手続きと、職業訓練受講給付金に関する手続きの2つの流れがあります。職業訓練受講給付金の手続きは、原則として1回のみ行う「事前審査」と、月ごとに行う「支給申請」に分かれています（どちらが欠けても職業訓練受講給付金を受給できません）。

	○訓練受講の手続き	★職業訓練受講給付金の手続き
1	求職申込み・制度説明	
	○ハローワークに求職申込みを行い、求職者支援制度の説明を受けてください。	★職業訓練受講給付金の受給を希望する方は、職業相談時にお申し出ください。
2	訓練コースの選択	
	○ハローワークで職業相談を受けつつ、適切な訓練コースを選び、受講申込書などの必要書類を受け取ってください。 ・就職活動の状況などをお聞きして、受講の必要性の高さを判定します。	★事前審査の説明を受け、必要書類を受け取ってください。
3	訓練の受講申込み	
	○ハローワークの窓口で、受講申込みの手続きを行ってください。 ○その後ご自身で、ハローワークで受付印を押印した受講申込書を訓練実施機関に提出してください（提出した受講申込書は返却されません）。 ・再就職のために訓練が必要ではないとハローワークが判断した場合は、希望した訓練の受講申込みができないことがあります。	★訓練の受講申込みと同時に、必要な添付書類を添えて事前審査の申請を行ってください。後日、事前審査を申請することもできますが、その場合、支給を受けようとする指定来所日（下記6参照）までに行う必要があります。 ・事前審査の申請にあたっては、本人確認書類の他、ハローワークから交付された各種様式、所定の添付書類が必要です（→P.4の1） ・事前審査の結果、要件を満たさない場合でも、支給申請において支給要件を満たす場合には、所定の手続き（再度の事前審査、支給申請を含む）を経て、支給可能となる場合があります。 （事前審査の詳細はハローワークでご案内しています）
4	訓練実施機関による選考	
	○訓練実施機関による選考（面接・筆記など）を受けてください。	—
5	就職支援計画の作成（支援指示）	
	○訓練実施機関から合否通知がご自宅宛てに届きます。 「合格」の通知が届いたら、訓練開始日の前日までにハローワークに来所し、「就職支援計画」の交付を受けてください（これを「支援指示」と言います）。 ・この「支援指示」を受けなければ訓練を受講することはできません。また、職業訓練受講給付金を受給することもできません。 ・ハローワークによっては、支援指示を行う日時をあらかじめ指定する場合があります。	★4の選考に合格した方は、ハローワークから事前審査の結果（該当または非該当）が郵送または手交により通知されます（選考に不合格の方には事前審査の結果は通知されません）。ハローワークで訓練受講中の支給申請に関する説明を受け、支給申請の必要書類を受け取ってください。
6	訓練の受講開始	
	○訓練受講中から訓練終了後3カ月間は、原則として月に1回、ハローワークが指定する日（指定来所日）にハローワークに来所し、定期的な職業相談を受けてください。	★指定来所日に職業相談を受けた後、支給申請をしてください。 ・指定来所日以外の日には支給申請を行うことができません。ただし、ハローワークが定める一定の理由に該当する場合は、指定来所日を変更することができます（証明書類が必要です）（→P.4の3）。 ・支給申請に当たっては、所定の申請書類が必要です（→P.4の2）。 ・支給申請書には、訓練実施機関が訓練の受講状況を証明する欄があります。これを確認した上で、支給・不支給決定を行います。 ・訓練を1回でも欠席（遅刻・欠課・早退を含む）すると職業訓練受講給付金は支給されません（やむを得ない理由がある場合でも8割以上の出席が必要です）（→P.4の3）。 ・指定来所日にハローワークに来所しないことは、就職支援拒否の典型です。1回でも就職支援拒否を行うと、以後、職業訓練受講給付金は支給されません。また、これを繰り返すと、訓練期間の初日にさかのぼって給付金の返還命令などの対象となります。

職業訓練受講給付金の手続きについて（ご注意いただきたいこと）

1 職業訓練受講給付金の事前審査に必要な書類

① 本人確認書類(原本)	以下のうちいずれか1点：		
	- 運転免許証 - 旅券 - 在留カード	- 顔写真付きの住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日の記載のあるもの） - 特別永住者証明書	その他顔写真が貼付されている官公庁発行の書類など（氏名、住所、生年月日の記載のあるもの）
	上記をお持ちでない方は、以下のうちいずれか2点：		
② ハローワークから交付された各種様式（窓口でお渡しします）	- 各種健康保険証、 - 罹災証明書	- 国民年金手帳 - 顔写真無しの住民基本台帳カード（氏名、住所、生年月日の記載のあるもの）	- 母子健康手帳 - 公共料金の領収書（住所の記載のあるもの）
	受講申込書	受講申込・事前審査書（安定所提出用）	
③ 所定の添付書類 <u>（同居配偶者等の預貯金通帳を除き原本。詳細はハローワークにお尋ねください）</u>	職業訓練受講給付金要件申告書	職業訓練受講給付金通所届	
	直近3カ月以内に交付された住民票謄本の写しまたは住民票記載事項証明書（世帯の構成および続柄が記載されたもの）		
	事前審査申請日の前月に得た本人収入を証明する書類（賃金明細書 など）		
	事前審査申請日の前年における申請者本人および全ての同居配偶者等の収入を証明する書類（源泉徴収票、市区町村が交付する所得証明書〔額面が記載されたもの〕 など）		
	申請者本人または同居配偶者等が保有する事前審査申請日の残高が 50 万円以上である全ての預貯金通帳または残高証明（直近1カ月以内に交付されたもの）		
	給付金の振込先となる通帳		
その他、ハローワークが求める書類			

2 支給申請に必要な書類

① ハローワークから交付された各種様式

職業訓練受講給付金支給申請書（訓練実施機関による受講証明を受けたもの。受講証明がない場合は無効）、就職支援計画書、給付金支給状況（支給記録）（あらかじめ交付を受けていない場合は不要）、事前審査通知書（初回支給申請時のみ）

② やむを得ない理由で訓練を欠席（遅刻・欠課・早退を含む）した場合は、その理由を証明する書類（下記3をご参照ください。詳細はハローワークにお尋ねください）

3 訓練の欠席、指定来所日の変更における「やむを得ない理由」

- ハローワークが定める「やむを得ない理由」以外の理由で訓練を1回でも欠席（遅刻・欠課・早退を含む）すると、その月（給付金支給単位期間）の職業訓練受講給付金は支給されません。また、指定来所日に来所がない場合は、以後職業訓練受講給付金は支給されません。これを繰り返すと、訓練期間の初めにさかのぼって給付金の返還命令などの対象となります。
- 必要な証明書類の提出がなければ「やむを得ない理由」として認められません。
- やむを得ない理由に該当するかどうか、必要な証明書類など不明な点についてはハローワークにお尋ねください。
- やむを得ない理由と認められた場合でも、支給申請の対象となる各訓練期間に8割以上の出席がなければ支給されません。

やむを得ない欠席理由【証明書類】の例

- 本人の病気または負傷のため【次のうちいずれか1点 ①医師または担当医療機関の証明書 ②医療機関または調剤薬局の領収書（※調剤薬局の領収書は処方箋に基づき調剤された薬の領収書に限ります） ③処方箋（写しで可）】
- 親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）の看護のため【同上】
- 求人者との面接やハローワークが指示した就職セミナーなどの受講のため【面接事業主の証明書、セミナー参加証 など】
- 列車遅延、交通事故、天災その他やむを得ない理由のため【遅延証明書、事故証明書 など】

ハローワークへのご相談はお早めに！

訓練コースの選定や職業訓練受講給付金の手続きには、一定の期間を要します。

詳しくは住所地を管轄するハローワークまでお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページの求職者支援制度ページもご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyushokusha_shien/index.html